

| No. | 改定箇所       | 改定前 平成26年7月13日作成細則  | 改定後 平成30年3月17日改定細則  |
|-----|------------|---|---|
| 1   | 第五条 代議員の選出 | <p>第五条 代議員の選出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当法人の代議員は、定款ならびに本細則の定めによって選出する。</li> <li>2. 代議員定数の一部は、個人会員の選挙によって選出する。</li> <li>3. 当法人に3年以上の在籍実績を有する個人会員から<b>代議員の再任限度到達者および監事候補者を除いて</b>被選挙人名簿を作成し、個人会員による無記名投票を行う。</li> <li>4. 代議員定数の一部は、理事会の推薦によって選出する。</li> </ol> | <p>第五条 代議員の選出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当法人の代議員は、定款ならびに本細則の定めによって選出する。</li> <li>2. 代議員定数の一部は、個人会員の選挙によって選出する。</li> <li>3. 当法人に3年以上の在籍実績を有する個人会員から被選挙人名簿を作成し、個人会員による無記名投票を行う。</li> <li>4. 代議員定数の一部は、理事会の推薦によって選出する。</li> </ol> |